

外部監事に対する報酬等の支給の基準に関する規程

令和7年6月20日

第231回理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本道路協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第26条の規定に基づき、外部監事に対する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「公益認定法」という。）第5条第14号の規定による報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支払)

第2条 いかなる報酬等も、この規程に基づかずに外部監事に対して支払い又は支給してはならない。

2 本協会業務に基づいて生じた実費の弁償は、報酬等には含まれない。

(報酬等の額)

第3条 本協会は、外部監事に対して、監査報告書作成等の監査業務の遂行の対価として、1回につき3万円を支給することができる。

2 本協会は、外部監事に対して、総会又は理事会への出席に伴う職務遂行の対価として、1回につき2万円を支給することができる。

(報酬等の支給)

第4条 本協会は、前条の職務遂行の都度、現金または振込により支給する。

(公表)

第5条 本協会は、この規程を、公益認定法第20条第1項に規定された報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年6月20日から施行する。